



マチレット

令和8年度

小田原市

わが家の エンディングノート



名前

南足柄市、小田原、足柄上郡… みなさまにご愛顧頂き55年、 まごころを込めた葬儀を…



事前相談は 何度でも無料です

ご家族、親族のために、事前に
ご相談される方が増えています。
そんな方のために当社は
何度でも無料でお話を伺います。

冷蔵安置室完備 安心してお守りします

ご自宅で安置が難しい方のために
冷蔵安置室をお使い頂けます。
大切な方を安心な場所でお守りします。
詳細はお問い合わせください。

海洋散骨の ご紹介も可能です

お墓のない方、新しい埋葬の選択肢として
海洋散骨を5万5千円より
ご紹介することが可能です。
もちろん寺院、霊園のご紹介も承ります。

安心と信頼の5つのポイント

- 1 経済産業大臣認可
全日本葬祭業協同組合連合会 加盟店
- 2 全国儀式サービス 加盟店 契約企業団体15万社 会員数738万人
- 3 if共済 加盟店 葬儀専門業者1500社以上がお客様をサポート
- 4 富士フィルム生協 加盟店
- 5 厚生労働省認定の1級葬祭ディレクターが
最初から最後までサポート

お客様の声

・弊社ではよりよいサービスをお客様へご提供させていただくため 厳しいご意見や
ご指摘 またご要望を真摯に受け止め日々精進していく所存でございます
お気付きの点がございましたら どんなことでもご記入くださいませ
すべてにおいて 満足いく葬儀を行なうことができました
スタッフの迅速な対応や丁寧な説明で大変良
かったです。司会の方の話す内容話し方も十分故
人と思ふことができました ありがとうございます
(初老のことでカラダないことだらけですが、戸惑うことなく
安心して葬儀として対応することができました)

24時間365日 深夜でもご安心してお問い合わせください。

勝又会館 TEL 0120-23-0674
FAX 0465-72-0710

〒250-0122 神奈川県南足柄市飯沢12-10

メモリアルだいいゆう ※2026年 春オープン

〒250-0122 神奈川県南足柄市飯沢43-1

TEL 0120-23-0674
FAX 0465-72-0710

HPリニューアル
しました



大切なわが家のこと・・・考えていますか？

自分は大丈夫と書いていても、ある日突然、
「こんなはずでは！」と困った問題が起きてしまうかもしれません。

「家を買ったお金で、有料老人ホームに入ろう」と思っていたのに、
判断力の低下で家の処分ができなくなり、資金の用意ができなくなりました。

傷んだ納屋の修理をいつかやろうと先延ばしにしていたら、
台風で屋根が飛んで、通行人に怪我をさせてしまった。

相続した家の登記名義を変えずに住み続けていたら、
思わぬ親戚に相続権を主張されてしまった。

定年後に実家に戻ろうと思って、しばらく空き家にしていたら、
草木繁茂や動物の棲みつきにより多額の改修費用が必要になってしまった。

こんな事にならないように、わが家のこと、考えてみませんか？

書き方

- まずは好きなページから気軽に書きはじめましょう。
- 必要だと思うページを選んで書いても良いでしょう。
- 何度書き直しても大丈夫です。その際は、更新日を記入しましょう。
- 定期的に振り返り、状況に応じて修正してください。
- 家族と相談しながら書いても良いでしょう。
- ノートの存在を誰かに伝え、保管場所を明らかにしておきましょう。

もくじ

第1章 わが家の終活を考えましょう・・・2	第4章 エンディング・・・11
第2章 わたしとわが家の基本情報・・・3	第5章 大切な人たち・・・14
第3章 わたしにもしものことが あったときのために・・・7	第6章 財産について・・・16

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

令和8年3月発行

発行：小田原市 都市部 都市政策課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

第1章

わが家の終活を 考えましょう



家財整理

賃貸

税金

解体

相続

売却



**終活とは、「人生の終わりのための活動」の略で、
人生の最期を迎えるにあたって事前準備をすることです。**

ご自身が亡くなってから、または不自由になって意思が示せなくなってからでは、家や家財の整理について、ご家族は困ります。

住人がいなくなり放置された家は、どんどん傷み、雑草や庭木が繁茂し、周囲に迷惑をかけるかもしれません。

残されたご家族が使用しない可能性が高ければ、ご自身が元気なうちに使用してもらえる方への売却等の意思表示をしておくことも大切です。

全国的に空き家率が上昇しています。

少子化により、新たな住宅用地の需要も減っていくと考えられます。



ご自身のことを振り返りつつ、

今住んでいる「わが家」の「終活」について、一度考えてみましょう。

第2章

わたしとわが家の 基本情報



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

名 前

生年月日

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック を入れてください。

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

● **マイナ保険証・資格確認書** ※チェック を入れてください。

持っているもの: マイナ保険証 資格確認書

保管場所:

● **その他 証明書等の有無** ※チェック を入れてください。

* 介護保険証 有・無 保管場所:

* 障害者手帳等 有・無 保管場所:

(身障 療育 精神 難病)

* その他


不動産を
そのまま相続するか、
売却して相続するか、
悩んでいる

所有している
不動産に価値がないと
売却を断られてしまった

田畑や山など、
売却しづらい土地
を所有している

不動産のお悩み、どんなことでもお伺いします

**売却・買取にとどまらない
柔軟な対応が可能!**

 トゥルーウェルスホーム

**地域情報を熟知した
確かなアドバイスと**

状況に応じた柔軟な対応で
適切な解決方法をご提案します。

当社の対応内容

仲介売却

直接買取

不動産活用

など

**査定相談
無料**

どんなことでもぜひ一度ご相談ください!



不動産売買・仲介・建築業務
TRUE WEALTH HOME
株式会社 トゥルーウェルスホーム

0465-23-5077

営業時間 10:00~18:30 (定休日:水曜日)

〒250-0012

神奈川県小田原市本町1丁目6番13号101



ホームページ

わが家の基本情報

記入日

年 月 日

●建物について

所在地	(住居表示)
	(地番) <input type="checkbox"/> 同上
登記上の名義 (複数人いる場合は全員)	
築年	
構造	
備考	

●土地について

地番	
登記上の名義 (複数人いる場合は全員)	
備考	

地番	
登記上の名義 (複数人いる場合は全員)	
備考	

●わが家に関するデジタルデータの保管について ※チェック を入れてください。

保管媒体	内容	ID	パスワード	備考
<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> その他()				
<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> その他()				
<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> その他()				

●わが家にある貴重な家財について

貴重なもの	貴重である理由	保管場所	備考

出典:「住まいのエンディングノート」(国土交通省)(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000054.html)を加工して作成

令和6年4月

相続登記が義務化

●登記上の名義はどなたになっていますか？

実際の所有者と登記名義が異なる場合は、相続や売却する際に手続きが複雑になるため、早めに整理しておきましょう。

●未登記ではありませんか？

特に古い家屋の場合、登記されていないケースがまれにあります。権利関係が不明確になる可能性がありますので登記をしておきましょう。



第3章

わたしにもしものことがあったときのために

病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック を入れてください。

- 病名・余命を告知してほしい 病名のみ告知してほしい
 家族等に任せる その他

●延命治療について ※チェック を入れてください。

- 可能な限り延命治療を受けたい 回復の見込みがなければ延命治療を希望しない
 苦痛を少なくすることを重視する その他

●終末期医療について ※チェック を入れてください。

- 自宅で過ごしたい 病院で看護を受けたい
 ホスピスで過ごしたい その他

●臓器提供・献体について ※チェック を入れてください。

- 臓器提供意思表示カードを持っている 臓器提供・献体を希望しない
 献体の登録をしている 登録先:
 その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

● 介護をお願いしたい人 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 配偶者	名前:	
<input type="checkbox"/> 子ども	名前:	
<input type="checkbox"/> その他	名前:	関係:

● 介護してほしい場所 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> なるべく自宅を希望する	
<input type="checkbox"/> 病院・施設	名称・場所等:
<input type="checkbox"/> お任せする	

● 介護の費用 ※チェック を入れてください。

<input type="checkbox"/> 私の預貯金や年金等でまかなってほしい	
<input type="checkbox"/> 用意してある	保管場所等:
<input type="checkbox"/> その他	

その時、わが家は

病気による入院や介護が必要になる等で、ご自身がわが家に住めなくなった場合の対応について決めておきましょう。

※チェック を入れてください。

- 存命中はそのままにして欲しい
- 売却して療養や介護の費用に充てて欲しい
- 家族や知り合いに使って欲しい

名前:	関係:
-----	-----

成年後見制度と遺言書について

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

備えて
大切ね!



後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護^{*}に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

^{*}委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為



所有者に判断能力がなくなった後に
選任される

法定後見人



所有者に判断能力がある時に定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる？

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。

遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる？

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

民事信託について

認知症等で判断能力がないとみなされると、不動産の売却等、資産の管理や活用ができなくなってしまいます。「いざというときは家族に任せよう」と考えていると、たとえ家族であっても他人名義の資産は通常、売却・処分ができないため、「空き家の発生」の原因になってしまうことがあります。

そのため、本人が元気なうちに、もしものときに備えて資産の管理方法について決めておくことが重要です。民事信託は有効な管理方法の一つです。

信託といえば、投資信託等の営利目的で、信託銀行や信託会社が関与する「商事信託」が一般的に知られています。一方「民事信託」は、営利を目的とせず、資産の管理や活用を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。

民事信託とは



メリット

- 生前から場合によっては、二代先、三代先までの財産管理が可能
- 財産ごとに受託者を選べるなど、遺言や成年後見よりも柔軟な財産管理が可能
- 共有不動産にともなう相続トラブルの回避が可能 等

デメリット

- 受託者が負う責任や義務が多い
- 身上監護権*がない
- 税務手続きが増える 等

*委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為を行う権利

民事信託を活用することで、認知症などによる資産凍結や相続トラブルを回避し、「空き家の発生」の予防につながる場合があります。

ただ、民事信託はあくまでも財産を管理する手段の一つであり、個人のニーズや資産の状況によっては適切な手段ではない場合もあります。

民事信託の手続きや活用方法等の詳細については、必ず弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。



第4章

エンディング



葬儀・供養について

記入日

年 月 日

●葬儀・供養にかかる費用 ※チェック を入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※) 用意してある

保管場所等:

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

遺言書について

記入日

年 月 日

●遺言書の有無 ※チェック を入れてください。

作成していない 作成している

保管場所:

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

自筆証書遺言

作成日: 年 月 日

公正証書遺言

作成日: 年 月 日

その他

作成日: 年 月 日

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、自筆証書遺言書保管制度(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

知ってる？
山田さんのお葬式
大変だったんだって。

突然だったんで
何も用意して
無くて…

ネットで
安さがウリの
葬儀社に頼んだら
結局高くついちゃって

残される
家族のためにも
事前の準備は
大切よね。

まだまだ元気なんだけど

「終活」って

どうやって

始めればいいですか？

地元で安心。「全葬連」加盟の葬儀社にご相談ください。



家族葬専門店の信頼と実績

小田原市民葬祭

365日24時間受付

 **0120-58-4194**

よいぐよう

本社：神奈川県小田原市中町3-1-2



城山

小田原駅
徒歩7分

3日間貸切式場
サヴァ花岳



中町

小田原駅
徒歩10分

本社・式場
小田葬会館



国府津

国府津駅
徒歩12分

家族葬・ご法要に
巡礼会館



全葬連(全日本葬祭業協同組合連合会)は、日本最大の葬祭専門事業者協同組合です。経済産業大臣認可 創立66年 全国最多1,181社加盟 (令和7年11月30日時点)

わが家の相続について

わが家が空き家になってしまう理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、生活スタイルの多様化により子どもを持たないという選択をする家庭も増え、相続関係が複雑になるケースが増えています。

空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した……………57.9%
- 2位 新築・建て替えした……………17.1%
- 3位 既存住宅を購入した……………14.2%

(国土交通省 令和6年空き家所有者実態調査結果を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。
不動産を売買するためには、相続登記を済ませる必要があります。

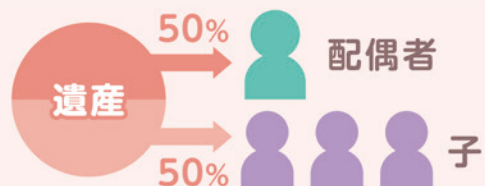


登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもののがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言書が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。
法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることとなります。相続を放棄することもできます。



思わぬ人が相続人に

所有者に子どもがない場合は両親や祖母、両親も祖父もいなければ所有者の兄弟姉妹…のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によっては「会ったこともない親戚が、わが家の相続人になってしまう」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、法律上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、誰が自分の相続人なのか確認する際には注意が必要です。

相続発生時に連絡してほしい人等を次ページに記載しましょう。



特に相続人の関係が複雑な場合などは、
司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。

相続発生時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

第5章

大切な人たち



家族・親族

記入日

年 月 日

わたしの家系図



※わかる範囲で書いてみましょう。
 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。

ペットのこと

※ペットの引き取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前 ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日 性別 かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：○○さんに引き取ってもらいたい等

暮らしに寄り添った 遺品整理・解体

充実した老後には、生活の質の向上や心の平穏が大切です。
穏やかなセカンドライフ、これから終活をお考えの方へ。
私たちは遺品整理・ごみの処分・解体などのサービスを通して、
今後の人生に向けたサポートをさせていただきます。

お客様に合わせたベストプランをご提案します

お家を
綺麗に!

お手入れ・
管理



傷んだ住宅の修理や除草、庭木の
剪定・伐採。空き家の定期巡回も
お受けします。思い出が詰まった
お家を綺麗に保ちます。



問題が
起きる
前に!

家屋
解体



木造から鉄筋コンクリート造まで対応

空き家を放置しておくご近所迷惑に
なることもあります。そうなる前に解体
をご検討ください。更地にすることで
買い取りされやすいケースもあります。



自分では
できない
ことも!

不用品の
回収・処分



故人様の遺品整理や手がつけら
れないごみの処分など、どんな状
態でもお任せください。様々な現
場の片付け経験が豊富です。



こんな
お部屋も
綺麗に!

「久しぶりに帰った実家のごみ屋敷に!どうしよう!?'というご相談も承ります!

なかなか人に頼めない事、小さな事でも
秘密厳守でお力になることをお約束します。

お見積無料

便利屋 善さん
の運営会社です!

株式会社 作務 さむ TEL.0120-35-7665

〒250-0055 小田原市久野3764-11 FAX.0465-35-7690

HPはこちらから!



家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (続柄/)

さんへ メッセージ (続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (関係/)

さんへ メッセージ (関係/)



永代供養
檀家義務なし

子どもに
負担を残さない

愛するペットと
一緒に眠れる

駅近だから
お参りしやすい

4人に1人が生前墓をご購入※ 継承者不要の安心

※2025年7月1日～2025年12月18日における当園の集計

生前の決断は、ご家族への思いやり。今の準備が「安心の未来」をつくります。

家族に迷わせないために。お墓選びは、残されたご家族にとって大きな判断が求められる場面です。「自分はここで眠りたい」その気持ちを事前に伝え、決めておくことは、何よりの“家族思い”です。

永代供養墓



ひなた
日向
25万円
(税込)

納骨料・粉骨料・彫刻含む

土に還る本当の樹木葬



てんじゅ
天樹
47万円～
(税込)

納骨料・粉骨料・彫刻含む

かたちに刻む確かな樹木葬



わこう
和光
200万円
(税込)

納骨料・粉骨料・彫刻含む



臨済宗大徳寺派 願修寺
住職 岩山レオ知実

あんじん

私たちは、世界で最も安心できる拠り所を目指しています。

故人様とご遺族様の架け橋になり、訪れた方々が心とむ場づくりを

当園のお墓は全て
永代にわたり
ご供養いたします。

継承者不要で
次世代に負担を
残しません。

檀家制度はなく
仏事もご希望制と
なっております。

明確な料金で
透明性を
重視しています。

運営は外注せず
願修寺が心を込めて
管理しています。

「安心」は仏教では「あんじん」と読み、恐怖や不安から解放され心が安らくなる境地をいいます。

運営も樹木葬庭園のお手入れも、管理会社を使わずにすべてわたしたちの手で行っています。



小田原駅から徒歩5分

小田原樹木葬てらす
神奈川県小田原市城山3-1-29

お問い合わせ
資料請求
見学予約

0465-46-8038

電話受付時間/9:00～21:00 定休日/火・水

小田原樹木葬てらす 検索
https://jumokusouterasu.jp



営業目的のお電話やご希望でないご案内を差し上げることは一切ございません。お気軽にお問合せください。

第6章

財産について



資産と負債

記入日 年 月 日

■ 不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
■ 預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
■ その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考



元気なうちに、
対策・準備をしましょう

円満な相続のために 専門家がお手伝いします

税理士法人 押田会計事務所

エンディングノートを手にした今、“円満な相続”についてお考えではありませんか？

円満な相続のためには、生前対策が大きなカギとなります。

お元気な今のうちにしかできない相続の生前対策を、

私たちがお手伝いいたします。

小田原市で25年以上

年間相談実績
100件以上

※自社調べ

円満相続のためのご提案やサポートを行います

サポート内容

- 財産の試算
- 不動産活用、処分のご提案
- 保険活用のご提案
- 生前贈与のご提案
- エンディングノート記載サポート
- 遺言書作成の税務的アドバイス
- 成年後見サポート
- 家族信託設計など



ここが
POINT!



女性スタッフ多数在籍

細やかな気遣いと寄り添いを心がけて対応いたします。
お気軽にお問い合わせください。

初回相談無料 要予約

☎0465-20-1170

受付時間 9:00~17:45



税理士法人
押田会計事務所

TMS GROUP

〒250-0011 小田原市栄町1-11-16 Mビル5階

ホームページは
こちら



お問い合わせ
フォームはこちら



資産と負債

記入日

年 月 日

■ 借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
■ 生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
■ 公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
■ 個人年金・企業年金	名称	番号・記号等		備考

小田原を拠点に 地域に根ざした 不動産屋

私たちは、創業35年を迎える
地域密着型の不動産会社です。
培った経験と実績で、
地域に「安心」と「信頼」を届け、
大切な資産を守りながら
暮らしと街を元気にしています。



住まいに関する あらゆるニーズに対応

1 不動産の購入・売却・ 建築

小田原市を中心とした不動産情報を取り扱っております。
売却による資産の有効活用や購入希望者への橋渡しをご提案しています。

2 賃貸・管理

ご所有不動産を賃貸物件で運用してみたいかが
でしょうか？
貸家、マンション、アパート、駐車場の管理はお
任せください。

お問い合わせ



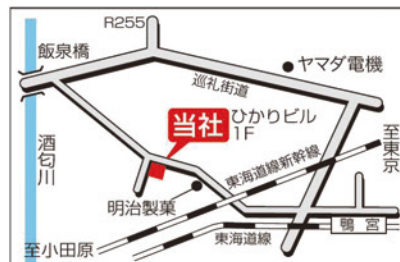
ホリホーム



☎0465-49-1788
FAX.0465-49-1789

営業時間:9:00~18:00

定休日:毎週水曜日、第1・第3・第5火曜日



〒250-0877
小田原市上新田21

宅建業免許番号:神奈川県知事(8)第19020号
建設業許可番号:神奈川県知事許可(般-03)第59783

わが家が空き家となる前に

① 家族で事前に話し合しましょう

誰に引き継ぐか、誰が管理するか決めておきましょう。生前贈与なども検討しましょう。

② 空き家維持に必要な経費の準備をしておきましょう

住まなくなっても光熱水費や固定資産税などの支払いは必要になります。また、どんな保険（火災・損害など）に加入しているか、確認をしておきましょう。

③ 登記事項や土地・家屋の図面を確認しましょう

相続登記が適切にされていないと、手続きに多くの時間や費用・労力がかかってしまいます。相続や利活用をスムーズに行うため、隣接する土地の境界確定図や、建築確認書類などがあるか、確認をしておきましょう。

④ 家財道具の処分を考えておきましょう

どのように処分するのか、処分の費用なども事前に調べておきましょう。

⑤ 遺言書を書いておきましょう

遺言書は、法定相続より優先される場合があります。

⑥ 自分で判断ができなくなった場合の準備をしましょう

任意後見人制度などについて検討しましょう。

⑦ 長く家を空ける場合は、ご近所にお知らせしましょう

入院や施設入所などでしばらく不在になるときは、ご近所や自治会の方に連絡をしておきましょう。できれば、本人や家族の連絡先を伝えておくと安心です。

参考：平成30年11月発行大磯町マイホームとあなたのためのプランニングノート

空き家の予防や相談に関するお問い合わせ先

空き家相談窓口(ワンストップ窓口)
小田原市 都市政策課 TEL 0465-33-1307

(株)相模不動産

SAGAMI REAL ESTATE

小田原市近郊の売買物件・

賃貸物件を取り扱っております。

創業昭和45年の小田原市では

老舗的なお店です。

空き家等売りたい、

貸したいお客様、

安心してご相談ください。



貸したい



売りたい



査定
したい



〒250-0011 神奈川県小田原市栄町3-4-13

TEL 0465-24-0744

FAX 0465-24-2384

✉ odawara.s@sagamifudousan.co.jp

営業時間 9:00~18:00(日曜10:00~17:00)

定休日 火・水曜日

お問合せは
こちらから



神奈川県知事(13)7947
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会

www.sagamifudousan.co.jp

相模不動産

検索



「大切な人が安心して暮らせる」 これからの住まいづくりを 私たちがお手伝いします

瀬戸建設は、福祉施設の設計・建築・運営を20年以上手掛けてきました。これまで培った知見を活かし、介護やサポートが必要な方も安心して暮らせる住まいをご提案します。



『カルチャーリゾート』

あなたの“好き”が健康寿命を延ばす。2025年3月に誕生した「カルチャーリゾート小田原」は、健康機器からアミューズメント、クッキング教室まで、毎日選べる楽しさが詰まった新しいデイサービスです。

自然と調和したリフォーム

自然素材を取り入れたリフォームで、住む人の心と身体に優しい空間を実現。機能性と美しさを兼ね備えた、住まいづくりをお手伝いします。



- 高齢者や介護が必要なご家族が安心して暮らせるバリアフリー設計
- 老朽化した設備を新しくし、使いやすさと快適性をプラス
- 家族構成やライフスタイルの変化に合わせた柔軟な空間提案

お気軽にご相談ください。安心と信頼の瀬戸建設がお手伝いします。

創業明治40年、
続けてきたのは人に優しい家づくり

瀬戸建設株式会社



0120-34-8639

〒250-0055
神奈川県小田原市久野 2267

TEL: 0465-34-7711
FAX: 0465-35-2862

建設業許可番号: 神奈川県知事許可(般・特-5)第90954号 / 宅地建物取引業許可番号: 神奈川県知事(11)第12794号 / 一級建築士事務所: 神奈川県知事登録 第6238号

福祉施設で培った実績と信頼

地域密着で築き上げ117年の歴史を基盤に、福祉施設や住宅建築のノウハウを活用。一人ひとりに寄り添った、安心と快適さを両立する住環境をお届けします。

これからの暮らしにあったか？
住まいを相談してみませんか？

